

# 最近の河川事業を取り巻く話題

平成30年8月6日

国土交通省 中部地方整備局

# ①水防災意識社会の再構築に向けた取り組み

## ■平成27年9月 関東・東北豪雨

①「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」答申(平成27年12月)

②水防災意識社会 再構築ビジョン(平成27年12月)

## ■平成28年8月の一連の台風(北海道・東北地方)

③「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方」答申(平成29年1月)

④「水防法等の一部を改正する法律」施行(平成29年6月)

⑤「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(平成29年6月)

## ■平成29年7月 九州北部豪雨等(全国各地)

⑥平成29年7月 九州北部豪雨等を踏まえた全国の中小河川の緊急点検(平成29年9月)

⑦全国の中小河川の緊急点検結果と対応策(平成29年12月)

# 水防災意識社会 再構築ビジョンの概要

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿河市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

**<ソフト対策>** ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

**<ハード対策>** ・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

## 主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

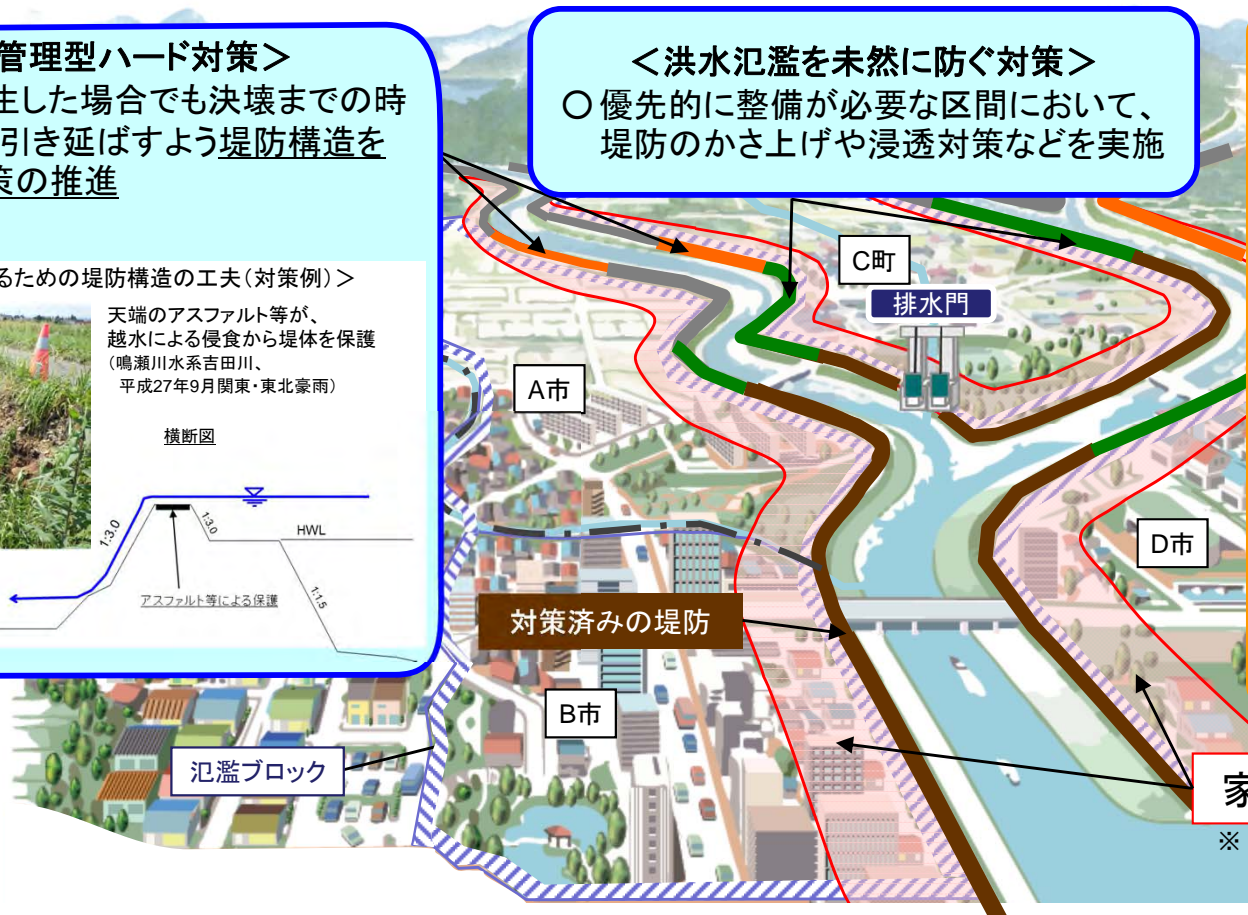
**<危機管理型ハード対策>**  
 ○越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進



**<洪水氾濫を未然に防ぐ対策>**  
 ○優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

**<住民目線のソフト対策>**

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
  - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
  - ・住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
  - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
  - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
  - ・水位計やライブカメラの設置
  - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



**家屋倒壊等氾濫想定区域※**

※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策～

## 背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(答申),平成27年12月)
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申),平成29年1月)

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

## 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

### (1) 水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

### (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
  - ・水害対応タイムラインの作成促進:国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了  
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
  - ・要配慮者利用施設における避難確保:平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等 (他4項目)
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項
  - ・浸水実績等の周知:平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
  - ・防災教育の促進:平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等 (他2項目)
- ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項
  - ・危機管理型水位計:国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施  
都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
  - ・危機管理型ハード対策:国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備 (他1項目)

### (3) 的確な水防活動のための取組

- ①水防体制の強化に関する事項
  - ・重要水防箇所の共同点検:毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設業者を含む)が共同して点検
  - ・水防に関する広報の充実:水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等 (他2項目)
- ②市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項
  - ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達:各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
  - ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実:耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

### (4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善:平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定:浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

### (5) 河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備:国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進:「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等 (他3項目)

### (6) 減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援:防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援:平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等 (他3項目)

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究
- ・流木による流下阻害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価のうえ治水計画の見直しに関する検討 等

# 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(主な取り組み)

## 水防法に基づく協議会の設置

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
<p>平成30年出水期までに、既に設置されている「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を、水防法に基づく協議会へ移行したうえで、「地域の取組方針」を確認し、減災対策を充実</p>	<p>平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ</p>	<p>・毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施</p>	<p>・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表</p>	



協議会の開催状況

### ＜協議会での取組事項＞

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整 等

## 水害対応タイムラインの作成促進

○平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了(平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し)  
 ○平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
<p>平成29年6月上旬までに国管理河川の全ての沿川市町村で避難勧告着目型の水害対応タイムラインを作成</p>	<p>毎年の出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映</p>			
<p>平成29年度中に洪水予報河川及び水位周知河川の沿川等で、対象となる市町村を検討・調整</p>	<p>協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成</p>			

## 水害危険性の周知促進

○協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」にとりまとめ  
 ○平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
<p>協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」にとりまとめ</p>	<p>平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知)</p>			

## 要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

○平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施  
 ○平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
<p>平成29年6月までに                      ・要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引きの充実                      ・市町村等向け点検用マニュアル作成                      ・要配慮者利用施設向け説明会の開催</p>	<p>平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施</p>	<p>・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有</p>		
<p>平成29年度中に、内閣府、消防庁、厚生労働省、県、市、施設管理者等と連携して、岩手県、岡山県、兵庫県のモデル施設において避難確保計画を検討・作成。とりまとめた知見については協議会等の場で共有。</p>				

## 防災教育の促進

○平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手  
 ○平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
<p>平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施</p>	<p>平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるよう支援</p>	<p>・国の支援により作成された指導計画を都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有</p>	<p>引き続き、防災教育の実施を支援</p>		
<p>学習指導要領改訂(平成29年3月31日)</p>	<p>(平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の周知・徹底・移行期間)</p>			<p>(平成29年3月31日に改訂された新学習指導要領の全面実施)</p>	

# ③リスク管理型の水の安定供給に向けた水資源開発基本計画のあり方について 答申の概要

**計画の抜本的な見直し** 水資源開発水系において、水資源を巡るリスクに対して緊急的な取組を推進し、安全で安心できる水を安定して利用できる仕組みをつくり、水の恵みを将来にわたって享受できる社会を目指す

**水資源開発水系の概況** ○ 予定された開発水量の確保は概ね達成される見込みだが一部施設は未だ整備中  
○ 製造品出荷額と人口及び都市用水使用水量は我が国の約5割を占める

▶ **水の安定供給は引き続き我が国の重要な課題**

## 新たな水資源開発基本計画のあり方

**1. 水供給を巡るリスクに対応するための計画**  
○ 水需給バランスの確保に加え、地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等**発生頻度は低いものの水供給に影響が大きいリスクに対しても最低限必要な水を確保**

**3. 既存施設の徹底活用**  
○ 長寿命化対策を計画的に進めながら大規模災害等の危機時も含めて水の供給を確保するため、**既存施設の徹底活用を基本戦略にする**  
○ 既存施設の長寿命化対策を機動的に展開するため、今後**予定される改築事業群を包括的に掲上**することなどについて検討

**2. 水供給の安全度を総合的に確保するための計画**  
○ **需要主導型の水資源開発を転換し「定量的な供給目標量」は設定しない**  
○ **地域の実情に即して安定的な水利用を可能にする**取組を一層推進  
○ 需要と供給の両面に存在する不確定要素を考慮して**水需給バランスを総合的に評価し、水需給バランスについては定期的に点検**

**4. ハード・ソフト施策の連携による全体システムの機能確保**  
○ 水資源を巡る様々なリスクや不確実性に対して柔軟・臨機かつ包括的に対応して水供給の全体システムとしての機能を確保するため、既存施設の徹底活用による**ハード対策と合わせて必要なソフト対策を一体的に推進**

## 計画を策定する上での留意点

**1. 危機時において必要な水を確保するための施策の展開**  
○ 地震等の大規模災害等の危機時において最低限必要な水を確保するため、各種対策を組み合わせるよう効果的に施策展開を検討するよう留意

**3. 水需給バランスの評価**  
(1) リスク管理の観点による評価の考え方  
○ 既往最大級の渇水年も含め渇水リスクを幅広く想定して評価  
(2) 都市用水における需要の変動要因  
○ 各種の要因によって生じる変動幅を予め考慮して需要を予測  
(3) 安定供給可能量の点検  
○ 将来の河川流量の見通し等を総合的に考慮して供給可能量を点検  
(4) 水道用水の需要予測  
○ 家庭用水使用水量原単位の増減要因を踏まえて推計手法を検討  
(5) 工業用水の需要予測  
○ 工業出荷額と補給水量の連動性を分析した上で推計手法を検討  
(6) 農業用水の需要予測  
○ 経営体や営農、農地整備などの動向に留意して新たな水需要を算定

**2. 水供給の安全度を確保するための施策の展開**  
○ 地域の実情に則して安定的な水の利用を可能にするため、需要と供給の両面から各種施策の総合的な展開を検討するよう留意

**4. 改築事業の包括的な掲上**  
○ 事業の目的や内容を踏まえ、事業の必要性等に関する審査機能や手続きが既にあることも考慮して検討するよう留意

**5. 水循環政策との整合**  
○ 水循環基本計画と整合を図り、健全な水環境の維持又は回復を推進

# 新たな水資源開発基本計画のあり方

## 水供給を巡るリスクに対応するための計画

### ○現状認識

- ・ 東日本大震災、平成27年関東・東北豪雨及び熊本地震などの災害では、水インフラの脆弱性が明らかに。
- ・ 水インフラの老朽化が進行し、水道施設等の破損等による突発事故が発生している。
- ・ 気候変動の影響による異常少雨の発生などにより渇水リスクが高まり、水源が枯渇する危機的な渇水のおそれ。
- ・ 地球温暖化の影響で、豪雨による河川氾濫、高潮による大規模浸水などによって水供給が停止するおそれ。沿岸部における海面上昇に伴う地下水の塩水化など、水の安全面やおいしさへの影響も。

大規模地震等による被害状況			
災害等名称	発生年月	被災地	被害内容
阪神・淡路大震災 (M7.3 震度7)	H7.1	兵庫県ほか	施設被害: 9府県81水道 断水戸数: 約130万戸 断水日数: 最大90日
新潟県中越沖地震 (M6.8 震度6強)	H19.7	新潟県ほか	施設被害: 2県9市町村 断水戸数: 約59,000戸 断水日数: 最大20日
東日本大震災 (M9.0 震度7)	H23.3	岩手県、宮城県、福島県ほか	施設被害: 19都道県264水道 断水戸数: 257万戸 断水日数: 最大約5ヶ月 (津波被災地区等を除く)
新潟・福島豪雨	H23.7	新潟県ほか	施設被害: 2県15市町 断水戸数: 50,000戸 断水日数: 最大68日
平成23年台風第12号	H23.9	和歌山県、三重県、奈良県ほか	施設被害: 13府県 断水戸数: 約54,000戸 断水日数: 最大26日 (全戸避難地区除く)
平成27年関東・東北豪雨	H27.9	宮城県、福島県、茨城県、栃木県	施設被害: 4県12水道 断水戸数: 26,667戸 断水日数: 最大11日
熊本地震 (M7.3 震度7)	H28.4	熊本県・大分県ほか	施設被害: 7県34市町村 断水戸数: 445,857戸 断水日数: 最大約1ヶ月

### 施設老朽化による被害状況

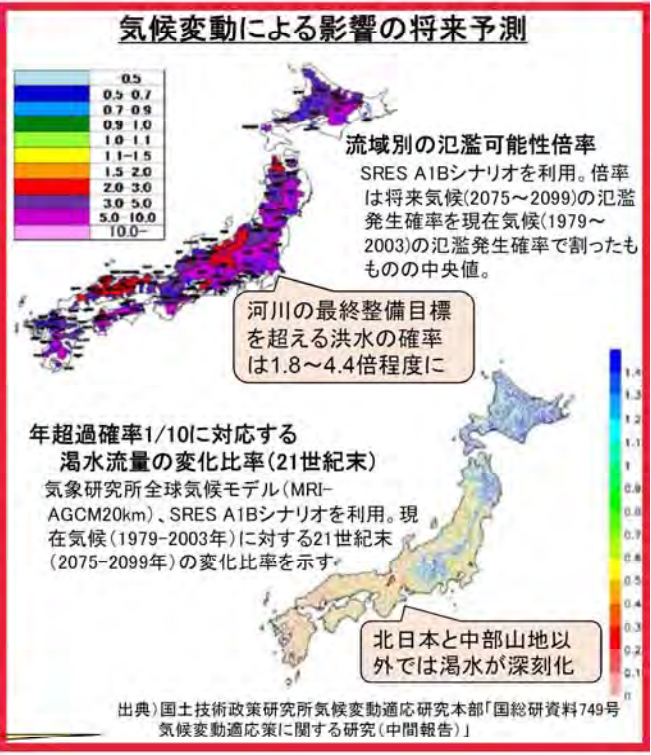


農業用水通水停止の他、町道の陥没及び水田の冠水被害(10m×30m)が発生。

**農業水利施設 (PC管Φ1000)**  
 施設名: 木曾川右岸施設坂祝支線水路  
 発生日: 平成22年2月20日  
 通水停止期間: 2月20日～3月8日(16日間)



**水道施設 (鋼管Φ400)**  
 施設名: 福岡導水排泥工  
 発生日: 平成22年8月15日  
 通水停止期間: 調整池の活用により通水停止なし



### 水供給に影響が大きいリスクへの対応

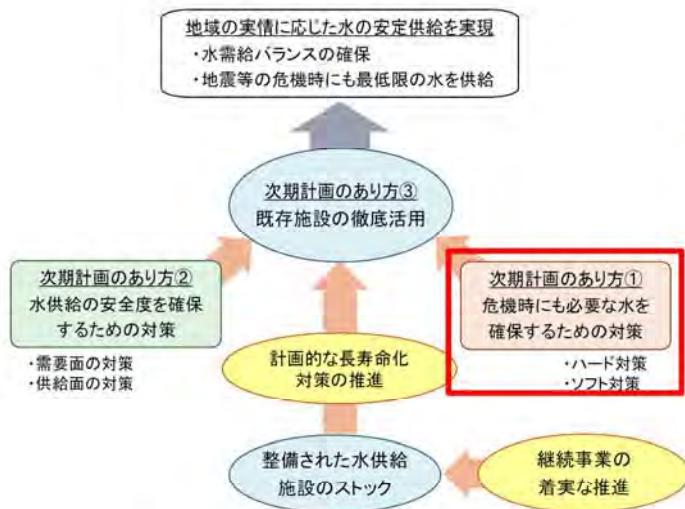
これまで水需給バランスの確保を目指してきたことに加えて、地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等発生頻度は低いものの水供給に影響の大きいリスクに対しても最低限必要な水を確保することを新たな供給の目標にすべきである。

# 計画を策定する上での留意点

## 危機時において必要な水を確保するための施策の展開

○地震等の大規模災害、水インフラの老朽化に伴う大規模な事故、危機的な渇水等の危機時において最低限必要な水を確保するためには、各水資源開発水系の実情を踏まえるとともに、施設の重要性に応じて、下記に例示する各種施策を組み合わせることで効果的な施策の展開を検討するよう留意する必要がある。

### 新しい水資源政策のイメージ図



### 水供給に影響が大きいリスク



### 危機時における水の確保のための施策体系

**既存施設の徹底活用**

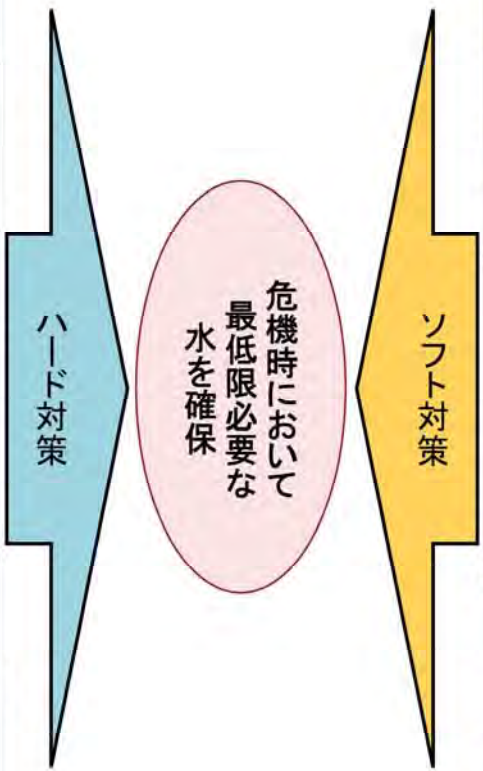
**送水管路等の二連化**  
危機時における代替機能の確保。用水供給の途絶を回避。

**連絡管の整備**  
危機時に用水事業者間で用水の相互融通。

**施設の耐震対策**  
施設の補強等により危機時に機能不全に陥らない堅牢さを確保。

**施設の維持補修・老朽化対策**  
点検・補修等及び長寿命化対策で施設が良好に機能する状態を保つ。

**ダム群連携**  
効率的な水運用により、危機的な渇水時にも長く持ち堪え、早期の回復が可能な対応力を確保。



**危機時に備えた事前対策**

大規模災害等の被害を最小限に抑えるための事前対策と、水供給施設の一体的な連携を図るための取組。

BCPの策定

資機材の備蓄

相互応援協定の締結

長寿命化計画等の策定

水についての教育・普及

**危機時における柔軟な対応**

危機時における柔軟な対応で渇水に長く持ち堪える。

用途外の容量の活用等

水利使用の調整

代替水資源(地下水等)の活用

気候変動リスクへの対応

流域関係者の合意形成による適応策の検討。データの蓄積・評価。

渇水対応タイムラインの作成

危機的な渇水に至らないよう、需要側・供給側の対応や役割分担を検討。